

平成26年度 第2回 むつ市有償運送運営協議会 議事概要

開催日時	平成27年3月27日（金） 13:30～14:40				
開催場所	むつ市役所 第4会議室				
出席委員	13名	欠席委員	3名	傍聴人	0名
議事次第	1 開会 2 協議案件 (1)シルバーピュアむつによる福祉有償運送の実施について 3 その他 4 閉会				
議事概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 開会</div> <p>（事務局進行により開会）</p> <p>【会長あいさつ】 総務政策部長の伊藤でございます。本日は、年度末の大変お忙し中ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>去る2月25日に第1回目の会議を開催いたしました。本市では福祉有償運送の取組が初めてであったこともあり、活発な議論になりましたが、意見集約には結びつかなかったところであり、</p> <p>この協議会では、公共交通の確保と福祉の充実という大変難しい案件を協議していただくこととなりますが、協議会としての結論を出さなければならぬものと考えております。</p> <p>この度の案件につきましては、前回の議事録もお送りしておりますので、委員の皆様それぞれで考え方が定まりつつあると思いますが、本日の意見集約に向けて御協力賜りますようお願い申し上げます。</p>				
事業計画の確認	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 協議案件</div> <p>(1)シルバーピュアむつによる福祉有償運送の実施について</p> <p>【会長】 前回の会議について、会議概要を送付いたしておりますが、簡単に内容を確認させていただきます。</p>				

まず、この運営協議会では、福祉有償運送の実施について、了承するか否かという結論を出すこととなりますが、その協議のポイントとして、「事業の必要性」「運送の区域」「料金」「旅客の範囲」「運行の管理体制」の5つが例示されておりますので、それぞれについて、事業者からの説明の概要を確認したいと思います。

【事業の必要性】

事業の必要性については「高齢者が増加する中で公共交通機関だけでは、介助無しに移動することが困難である方も多く見られるため、買い物や通院といった生活環境づくりの一環として福祉有償運送を行いたい。また、要介護認定を受けていても、認定の内容によっては介護保険での通院等乗降介助が適用にならない場合もあるため、そのような方の支援をしたい。」とのことでした。

【運送の区域】

運送の区域に関しては「金曲に設置されているシルバーピュアむつを起点に行いたい。」とのことでした。

【料金】

料金の積算方法については、地図上で出発地と目的地を直線で結んでその距離の1.2倍を走行距離とみなします。そして1500mまでを初乗り料金として330円、以後309mごとに40円を加算していくという計算方法です。

福祉有償運送の料金は、タクシー料金の概ね1/2の範囲内にすることとされていますが、概ねそのような料金になっています。

【旅客の範囲】

旅客の範囲については「障害者手帳をお持ちの方や、介護認定を受けている方で公共交通機関を利用することが困難な方を対象とします。現在のシルバーピュアむつの入所者は31名ですが、そのうちの29人を利用者として考えている。そして、入所者に限らず、一般の住民の方も対象にして、会員の申込みがあった場合には、事業者が面接をして決定する。」とのことでした。

この部分については、事業計画に変更があるとのことですので、後ほど事業者から説明をお願いします。

【運行の管理体制】

前回の会議で事業者から提出していただいた資料では、車両が2台となっていました。もう1台追加して3台での実施を想定しているとの

前回会議の
意見確認

ことです。福祉有償運送に必要な国土交通大臣が指定する講習については受講済みです。

次に、皆様から出された意見等についてですが、

【事業の必要性】 に関して

◎ 身体障害者福祉協会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会の会長さんから「各会の会員から福祉の移送手段が不足しているという声は特段聞いていない」との御意見がありました。

◎ 「当地域の公共交通に対しては、事業者は不十分とは感じていない中で、なぜ福祉有償運送が必要であるのか。」との御質問があり

⇒このことについて、事業者から「利用者の身体の状態によっては、少し手を引いてあげるといった支援をすることで、自分で通院したり、買い物に行ったりという生活が可能になるので、そのような方にいわゆる普通の生活を送っていただくために、実施したい。」との回答がありました。

【運送の区域】 に関して

◎ 「例えば、脇野沢から大畑までの利用についても対応するのか。」との御質問があり

⇒このことについて、事業者から「利用の主たる目的としては、通院や買い物を想定しているが、場合によってはそのような利用も考えられる。」との回答がありました。

【旅客の範囲】 に関して

◎ 「要介護認定を受けている方や障害者手帳を持っている方でも、今現在、公共交通を利用している人もいるため、事業者が考える旅客の範囲が見えてこない。」との御質問がありました。

「旅客の範囲」に関しては、多くの意見が出されましたが、簡単にまとめるとこの様な内容かと思えます。

⇒これについて、事業者から「要介護度が軽度であっても認知症を抱えている場合もあるほか、その方の身体状況によっては、少し手を引いてあげることが必要であったり、乗車中に座っている姿勢を保つことが難

しい方もいるので、そのような方を対象に考えている。」との回答がありました。

【料金】 に関して

◎ 料金の積算方法について「地図上で出発地と目的地の直線距離を計って、それを1.2倍したものを走行距離とすることが妥当なのか。車に備え付けられているメーターで計るべきではないか。」との御意見があり

⇒これについて、事業者から「直線距離で積算することで、目的地が同じ場合には常に同じ料金となることから、利用者にそれを明確に示すことができる。」との回答がありました。

【運行の管理体制】 に関して

◎ 「要介護認定を受けていて、公共交通を利用することが難しい方を対象にするのであれば、ストレッチャー等が積載できる車両が必要だと思われることから、事業者が想定している車両では対応できないのではないか。」との御意見があり、

⇒これについては、先ほども触れましたが「利用者の手を引いてあげるとか、ちょっとした支援が必要な方もいるので、そのような方の利用を想定しての運行体制である。」との回答がありました。

進行

【会長】

それでは、事業計画の変更について、事業者から説明をお願いします。

【シルバーピュアむつ】

前回の会議では、八戸の有償運送事業をそのままむつ市に当てはめたやり方で考えておりましたが、持ち帰って検討して、旅客の範囲は、当法人が運営する施設の入居者に限るということにしました。

NPO法人ラシャリテが運営する施設ということですが、これについては、今、金曲にありますシルバーピュアむつ31床と、重度向けのシニアマンション16床、これについては、まだ計画されていませんが、今後ニーズがあれば、むつで行う可能性もあるということで、こちらにつきましても会員としてサービスを行いたいと考えております。

また、むつ市の過疎指定地域も行いたいとしておりましたが、これについても行わず、シルバーピュアむつと未定ですがシニアマンションの

入居者で、障害を持っている方、介護認定を受けている方を対象にやらせていただきたい。タクシー事業の方には確かに問題はあるかと思いますが、国が制度化した福祉運送で、そうした人たちには非常に良い制度だと思います。私たちも経費を考えますと利益が出るものでもありません。利用者に対してのボランティアですので、その辺をご理解いただきたいと思います。

我々はお世話している側ですが、受ける側に立てば非常に助かる制度だと認識しております。

実際、通院すると2000円位必要ですが、これから年金が下がり、保険料が上がっていく中で、通院時の交通費がかなりの負担になりますので、介護を受ける立場からこのような制度については是非ご理解いただきたいと思います。

【委員】

在宅の身体障害者は使えないということでしょうか。

【会長】

ただ今の説明ですと施設の入居者に限定するということになります。

【委員】

前回の会議で、車両台数等の変更は事業者の届出で可能であるということでしたが、利用対象者の変更についても同様の取扱いとなるのか、それともこの協議会の了承が必要になるのでしょうか。

【委員】

旅客の範囲について、規定上は4つに分かれていまして、その中で運ぶ方の種別を追加するとかいった場合には協議会での必要性を審議していただいて、合意があれば変更登録をしていただくという流れになるのかと思います。

【会長】

対象者を広げるときにはこの会議の了承が必要ということです。

【委員】

範囲について補足しますが「要介護者、身体障害者、精神障害者、その他の者」と4つに分かれています。このカテゴリーを増やすという場合には当然会議を開かなければいけないということになります。

【委員】

施設入居者以外の利用はどうなりますか。

【委員】

性格上は福祉有償運送という形になっておりますので、自ずと運べる対象者が決まっています。一般人の方は当然運べない。あくまでも運べる対象の中で、なおかつ会員の方が対象になります。

【会長】

入居者に限るということで、その方を会員という表現をしてしまうと、法人の定款における会員もありますので、利用者の範囲は「施設入居者」というように明確にさせていただきたいと思います。(シルバーピュアむつ「はい」)

【委員】

シルバーピュアさんではヘルパー事業等はやられているんですか。

【シルバーピュアむつ】

シルバーピュアの中に介護ステーションがあり、行っております。

【委員】

訪問介護をやられているということですが、先ほど介護保険を使わない方も利用しているということでしたが。

【シルバーピュアむつ】

要介護認定で支援の方も入所されていますので、支援の方はこの福祉有償運送は使用できますが、他の福祉車両は使えません。

【委員】

そういう方で外出したいという方は、外出していないということですか。

【シルバーピュアむつ】

そうです。

【委員】

2種免許を所有している方もいますが、福祉限定の運送事業を行う考えはないということでしょうか。

【シルバーピュアむつ】

そうです。ストレッチャーが必要な方は専門の事業者にお問い合わせということですので、棲み分けができると思います。

【委員】

NPO法人の福祉有償運送も更新手続きがあるのでしょうか。

【委員】

あります。重大事故等が無ければ次回の更新の時、2年後になります
が、その後有効期間が3年になるという形で、申請があつて審査要件に
合致すれば更新されます。

【委員】

前回の会議で、現在はセダンタイプと軽の2台での計画でしたが、これ
から車いす・ストレッチャー対応の車を準備してするとのことでした。
今の話ですと、車いす・ストレッチャーのお客さんは、他の福祉輸送の
業者をお願いするという話でした。その辺が変わりましたね。

【シルバーピュアむつ】

ストレッチャーの車はいれませんが、車いす対応車は、この会議で了
承いただければ発注したいと思います。

【委員】

再度確認しますが、この会議で了承が得られれば対象を広げる可能性
もあるということでしょうか。

【会長】

現在のところ、事業者は入居者を対象にしているので、そこは心配し
なくても良いかと思います。

対象者については、現在のところ最大で31人。今後、可能性がある
シニアパンションも含めると最大で47人になるという考え方でよろし
いでしょうか。

(シルバーピュアむつ「はい」)

【委員】

前回の会議から今回、対象者を絞っています。前は使用車輛が普通
車1台、軽1台の2台であったと思います。そして経費倒れになるとい
う話があつて、3台に増やすということですが、その経緯、理由をお聞
かせ願いたい。

【シルバーピュアむつ】

利用者の通院が一番になります。同じ時間に2人とか3人が通院する
場合、車が1台しかない、最後の人はヘルパーを待機させることにな

り、その分の介護保険の自己負担が発生することもあります。

ですので、できれば3台くらい登録しておけば、スムーズな利用ができ、介護保険料の負担も減らせるということで3台は登録しておきたい、ということです。

【委員】

前はそういった状況を加味しないで2台で申請しましたが、今回さまざまな事態を想定して3台に変更しましたということよろしいですか。

【シルバーピュアむつ】

はい。

【委員】

2点ほど確認させていただきます。1点は先ほどから話題になっています対象者のことです。道路運送法施行規則の中で対象者というのが謳われていす。先ほどの説明で対象者が最大41人になるということですが、その方々全員が対象ということにはならないはずなので、その辺をきちんと限定して会員登録させる基準というのはそちらで判断して適正に行っていただけなのでしょうか。

【シルバーピュアむつ】

私たちが基準を決めるのではなく、あくまでも、ケアプランに沿ってということになります。

【委員】

現在市町村運営で外出支援サービスを社協がやっているんですが、そちらでも車いす仕様車が2台あります。ストレッチャー車に関しては他の事業所でやっていきたいというお話しでしたが、車いすに関してもそちらの方を利用させるということは考えていないんですか。

【シルバーピュアむつ】

有償になるのであれば、うちの方で透析に週3回とか通っている方がいます。それから車いすの方が3人くらいいます。ですので、できればやはり通院に関しての頻度の問題もありますので、透析の方の通院も踏まえますとやはり……。

【委員】

現在外出支援サービスで車いす仕様車を動かしています。その他にタクシー会社さんでも車いす仕様車を持っているところがありますし、有

償運送で、緑ナンバーをつけてやっているところもあります。それでタクシーが抱えている車いす仕様車の利用度が低いので廃車にされたところもあると伺っています。そういう状況の中で、さらにそちらで車いす仕様車を整えてとなるとますます供給過多ということになることが考えられますが、その辺の事情というのはお調べになっているのでしょうか。

【シルバーピュアむつ】

私たちは、介護度が上がらないように介護しています。入居されている方は、高齢者が多いので、例えば、入院された時に、行くときは歩いて行っても、帰りは車いすということもこれからあると思います。これからだんだん悪くなっていくということも考えられるので、やはり車いす対応の車は必要かと思います。

【委員】

もう1点、福祉施設において、福祉限定の緑ナンバーを取得して、ヘルパーさんと契約している場合はヘルパーさんがいわゆる白いナンバーで有償運送的なことをできるようになっていますが、どうして今回はこちらを申請せずに、協議会の同意が必要な福祉有償の方を申請されたのかを伺います。

【シルバーピュアむつ】

八戸で同じようなことをやっているということで、むつでもできないだろうかというのが発端でございます。

【委員】

今のお話しに関連して確認ですけど、前回の申請書の中で運送する範囲ですが、身体障害者を始め要支援3名、要介護18名という話でしたが、今お話しを伺いますと、人工透析の方も運送するということよろしいですか。

【シルバーピュアむつ】

今は車いす対応の車がないので他の事業所さんをお願いしております。それはあくまでも選ぶ側で、今までとおおりその方がその事業所を使いたいというのであればその方は対象からは外れます。

【委員】

人工透析の方は車いすとかストレッチャーの車が必要になるんですか。

【シルバーピュアむつ】

両足がない方がいらっしゃいます。

【委員】

そうすると、前回提出した表の中の「その他」の部分に数が計上されるべきものと思います。ですから、今旅客の範囲を増やすということで申請されるべきで、そこが申請書では身体障害者の要介護者しか運べないとなっていると、人工透析患者を運ぶということであればそれは協議会で同意を得ているんですか、という話になるわけです。そういったところで、誰でも入所者であれば運べますよ、登録を受ければ運べますということではないので、誤解のないようにしていただきたい。

【シルバーピュアむつ】

申し訳ありませんでした。

【委員】

この事業計画の台数ですが、当初2台という書類が出ていますが、単に口頭だけで説明して、申請が通ればそのように決まってしまうということかと思うのですが。

【会長】

台数の変更については軽微な変更の中に含まれるということですので、この協議会の了承は必要ないということによろしいと聞いていたが。逆にローカルルールといいますか、むつ市の協議会ではそういうところまでも報告を求めるという形を取ることはできるんですか。

【委員】

まず、ここの部分は立ち上がりの部分です。それで事業者としてどういう事業計画で進めたいのかを提示して、合意を得ていくというのが筋かと思います。

申請書には2台と書いているのに申請された時には5台で登録されて、そういった話は聞いていません、ということにならないように、ここで修正するならこの場で修正してもらってもいいでしょうし、改めて差し替えとかいうことでもいいでしょうし、いずれにしても皆さんでどういった内容で申請をされるのかというのを共有されながら議論されるべきではないかと考えます。

【会長】

では、前回の資料の様式第1号というところから参考様式第6号について、数字等を整理してこの協議会でどうするかという部分を諮ればよろしいですね。

【委員】

それが本来の部分ではないかなど。委員の皆さんもそれを踏まえて検討するということが理想ではないかと思います。たぶん皆さんのお手元にある資料は前回の第1回の申請資料だと思います。軽自動車1台という資料を見て、それから運送する旅客の範囲についても「イ、ロ、ハ」の部分しかありませんが今お話しを聞くと、「ニ」もあるというようなお話しです。わかりました、とこの時点で了承して申請書もその内容で出します、という話があって、口頭で皆さんよろしいです、というような話であればそれはそのような決め方もあるかと思います。セダンの車両についてもそうですし、変更になる部分を提示していただいて、もう1回集まらなければならないのか、この場で意見集約していいのかということをお諮りいただければよろしいかと思います。

【会長】

事業者では前回の資料で、車の台数、旅客の範囲について直すことは可能ですか。

【シルバーピュアむつ】

まず、身体状況と会員設定の書類の中で身体障害者の中に全部入れてしまいました。透析の方は足が不自由なので肢体不自由者が2名になって、身体障害者の4級が1人、2級が1人、身体障害者の人数が6名となります。

事務所に配置する自家用車の台数という書類の中で、当初セダン1、軽1ということがありますが、これに車いすで軽1というものを(所有に)追加させていただきます。運送しようとする旅客の範囲について、「イ」にすべて組み込んでいましたが、ご指摘のとおり「ニ」の方にも○印が付くこととなります。そして、入居者のみの限定ということになります。

【会長】

(申請書類の訂正内容について確認した後)

そろそろ採決に入りたいと思いますが、最後に事業者から何かあればお願いします。

【シルバーピュアむつ】

時間をいただきありがとうございました。

私たちは、助け合いの精神で利用者が望むことをやってあげたいという一心でおります。利用者のためのものでありますのでよろしくお願いいたします。

採決	<p>会長の進行により</p> <p>①事業者退室</p> <p>②採決 ⇒会長から事業者案に対して賛成の者の挙手を求める。 ⇒賛成の数が出席者の過半数に届かず</p> <p>③採決後、事業者入室</p>
結果報告	<p>【会長】 採決の結果、賛成の数が出席者の過半数に届きませんでしたので、協議会としての意見集約が図られなかったこととなります。</p> <p>その他 特に無し</p> <p>3 閉会 (事務局進行により閉会)</p>